

補助対象経費の詳細

補助対象経費の考え方

項目 (考え方)	補助対象経費例 (補助事業の実施に直接的に要する経費)	補助対象外経費例 (補助事業者の通常活動に要する経費)
①機械装置費 (事業の遂行に必要な機械装置の購入・制作に要する経費)	<ul style="list-style-type: none"> ○商品・サービス提供のための機械設備（設置・据付を伴うことが原則） ○省エネ、高効率機器の導入（照明のLED化、省エネ空調設備・冷蔵庫等） ○自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電システム、蓄電池システムの導入 ○既存設備の効率化、生産能力の向上に資する機械設備、システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ●商品・サービス提供を伴わないものの更新（更衣室・応接室等の空調設備等） ●家庭・一般事務用ソフトウェア ●汎用的に使用できる自動車・自動二輪車・自転車等、パソコン、事務用プリンター、電話機、船舶 ●動物 ●売電を目的として導入する再生可能エネルギー発電システムの導入 ●各種保証・保守料
②運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ○機械設備等の運搬に要する経費 ○宅配・郵送等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象外経費に要した運搬費、宅配・郵送等
③設備処分費 (上限10万円)	<ul style="list-style-type: none"> ○補助事業に必要なスペース確保を目的とした設備機器等の解体・処分費 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用
④外注費	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗の改装工事等 	<ul style="list-style-type: none"> ●単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事 ●「不動産の取得」に該当する工事

※補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）は、補助対象外となります。

補助対象経費の詳細

<「汎用性」の有無の具体例>

- 単なるパソコンや一般事務用ソフトウェアの購入は対象外ですが、特定業務用ソフトウェアの導入と一体で使用するために整備するパソコン等は対象となります。
- 商用車として電気自動車を購入するのは対象外ですが、キッチンカー等の商品・サービス提供に使用する専用車は対象となります。
- クレーンや油圧ショベル等の重機、トラクター等の農業用機械の専用車は対象外ですが、重機や農業用機械に装着して使用するアタッチメント（付属装置）は対象となります。
- 事業に付随するものであれば、事業者（店舗）の規模により家庭用機器（エアコン・給湯器等）でも対象となりますが、事業に付随しないもの（更衣室・応接室等、サービス提供を伴わないもの）は対象外となります。

1 各対象経費の説明

機械装置費、運搬費、設備処分費、外注費の詳細は以下のとおりになります。

(1) 機械装置費

(ア) 補助事業を実施するにあたり必要な機械装置の購入・製作に要する経費が補助対象となります。また、機械装置費の導入と一体で行う、改良（※1）又は据付け（※2）に要する経費も対象となります。

(イ) 機械装置は、設置・据付けを伴うことを原則とします。

(ウ) 単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。

(エ) 中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

- ① 中古品購入の場合は、その価格の妥当性を示すため、複数（2者以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます。）による購入は不可）から同等品についての見積（見積書、価格表等）を徴取すること。また、同等品であることが確認できる性能等を記載した書類等を添付すること。

※ 新品購入の場合は、単価100万円（税込）を超える場合のみ複数の見積りが必要ですが、中古品購入の場合は、その購入金額にかかわらず、全て複数（2者以上）の見積りが必要です。

※ 交付申請書の提出時点において、着手（契約・発注含む）及び支払済みのものについては、2者以上の見積もりを不要とします。

補助対象経費の詳細

- ② 購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象となりません。
また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組みに使用できなかった場合には、補助対象となりませんので注意してください。

- (※1) 「改良」…補助事業で購入した機械設備の機能を高め、又は耐久性を増すために行うもの
(※2) 「据付け」…補助事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限り、設置場所の整備工事や基礎工事は機械装置費に含みません。

(2) 運搬費

機械設備等の運搬に要する経費、宅配・郵送等に要する経費

(3) 設備処分費

補助事業を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する設備機器等を廃棄・処分する、又は借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復に要する経費

- (ア) 補助事業の取組実行のためのスペースを確保する等の目的で、「設備機器等の廃棄・処分」等を行うことが必要です。(交付決定後の計画変更による「設備処分費」の事後の追加計上や、経費の配分変更による「設備処分費」の増額変更は認められません。)

- (イ) 申請時における「設備処分費」の補助対象経費限度額及び補助事業完了後に提出する実績報告時の「設備処分費」の補助対象経費限度額は10万円です。記入方法については、別添「記載例」をご参照ください。

(4) 外注費

上記の(1)から(3)までに該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費

- (ア) 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者が成果物等が帰属する必要があります。